

# 住宅リフォーム業界における感染予防ガイドライン

## ～リフォーム現場等での予防対策～

令和2年9月30日 制定

令和3年11月1日 改定

(一社)住宅リフォーム推進協議会

### (目次)

1. 本ガイドラインの位置付け
2. 感染予防のための基本留意事項
3. 業務別留意事項
  - (1) 職場（店舗・事務所・ショールーム・作業場等）
  - (2) 移動時
  - (3) 顧客宅訪問時
  - (4) リフォーム工事時
4. 万一感染した場合の対応

## 1. 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」および新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえ、住宅リフォーム事業者が新型コロナウイルス感染症の予防対策を行う際の参考となる基本的事項を整理したものである。

リフォームは新築住宅の建設と違い、既存の住宅を改修するため、顧客が生活する建物内外での打ち合わせや調査、工事等が必要になる。顧客の安全で快適な生活および財産を維持するため、事業者および関係者は最大限の配慮をもって業務に臨まなくてはならない。そのため、自社の店舗・事業所内だけでなく、移動中や顧客宅、リフォーム現場、ひいては平素の生活においても感染防止に努めることが肝要である。それは従業員や工事関係者の安全確保のためでもある。

感染防止の取組みが従業員や工事関係者、顧客のみならず、社会全体の感染拡大防止につながるものであることを認識し、本ガイドラインを参考として、それぞれの事業内容、企業規模および事業所の形態等に即した創意工夫を図り、感染の拡大防止に努められたい。

なお、本ガイドラインは、今後の政府による基本的対処方針の改定、各都道府県知事による自粛要請等の動向を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

## 2. 感染予防のための基本留意事項

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、すべての従事者は平素からマスク、フェイスシールドまたはマウスシールド等（以下「マスク等」という）の着用、手指の消毒、体温測定等に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けるための取組みに努める。また、普段から健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。近くはデルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスク等の着用について施設内で掲示等（マスク着用の際、鼻が出ていたり、顎にかけている状態は避けるなど）を行い周知するとともに、咳エチケットについて徹底する。なお、マスクについては品質の確かな、できれば不織布マスクの着用が望ましい。<sup>\*1</sup>
- ② 感染防止の取組みは、事務所・店舗やリフォーム現場をはじめ、移動する車内や移動経路、立寄先等においても努めるものとする。
- ③ 日常の健康に留意する。出勤前に自宅で検温し、結果を控える。
- ④ 体調が思わしくない場合や体温が 37.5 度以上であった場合は出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- ⑤ 発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等により新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある職員は出勤せず、症状が治まるまで自宅待機する。出勤後にこれらの症状が現れた場合は、必要に応じて帰宅し、症状が治まるまで自宅待機する。
- ⑥ 症状が以下のいずれかの条件に当てはまる場合は、かかりつけ医または自治体の相談センター等に相談し、その指示に従う。
  - イ) 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ロ) 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状であっても 4 日以上それが続く場合（症状には個人差があるので、強い症状の場合や解熱剤等を飲み続けなければならない場合にはすぐに相談する）
  - ハ) 高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患等の呼吸器疾患等）がある者、透析を受けている者及び免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ⑦ 万一新型コロナウイルスに感染した場合は、保健所等から個人ごとの勤務日や休日に関係なく体調の推移を確認されることとなるため、平素より休日も含めて体調管理カードを記入しておくことが望ましい。
- ⑧ 以上の取組みについて、事業者や従業員のみならず関係者（協力業者・職人、来訪者等）にも感染拡大防止策への理解と実施を求める。
- ⑨ 自社のホームページやちらし、会社案内等に、感染防止に取り組んでいることやその内容について表示し、地域や顧客に対して感染拡大防止策への理解と安心付与に努める。

---

\* 1 厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

### 3. 業務別留意事項

#### (1) 職場（店舗・事務所・ショールーム・作業場等）

##### (基本事項)

- ① ソーシャルディスタンスの確保に努め、机を離して設置する、正対せずに離れて着座するなどして、顔の正面からできる限り2 m（最低1 m）の間隔を確保する。確保できない場合には、パーティション・アクリル板・透明ビニールカーテン等によって仕切ることが望ましい。マスク等を常時着用し、大声は控える。間仕切り等が備えてあっても、マスクなしの会話は厳に慎む。
- ② 玄関等の出入口には消毒液を配備し、入出場の際に手指の消毒を行う。また、同時にマスク等の装着確認や検温等、必要とされる事項を定め、実施する。不特定多数の使用や触れる場所・設備は適宜消毒を行う。CO<sub>2</sub> モニター等により換気効果を確認することが望ましい。また、開放可能なドアは常時開放し、図面、カタログ、雑誌、新聞等は誰でも触れる状態で放置しない。
- ③ 定期的な手洗い、うがい、手指消毒等を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液等を配置する。
- ④ 十分な換気を行う。適切な空調設備を活用した常時換気を行い、換気設備がない場合は1時間に2回以上かつ、1回に5分間以上窓を開けての換気を実施する。空調設備のほか、空気清浄機や空間除菌脱臭機等も活用する。また、乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿する。  
なお、寒冷な場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気またはこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。
- ⑤ トイレについて、腰掛便器にふたがある場合、閉めてから洗浄する。トイレや洗面室ではハンドドライヤーおよび共用タオルは使用しない。必要な場合はペーパータオルを設置するか、個人用タオルを持参してもらう。
- ⑥ 休憩時においても適切な距離を確保し、一定数以上が休憩室等を同時に利用しない、屋内では常時換気を行うなど、いわゆる「3つの密」の防止を徹底する。居場所の切り替わり時（休憩室、喫煙所等）は感染リスクが高まる傾向があるので注意する。また、共用する物品（テーブル、いす等）は定期的かつこまめに消毒する。また、食事中以外のマスク着用を徹底し、飲食時中などマスクを外している際は会話を控える。
- ⑦ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液等がついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収等清掃作業を行う作業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ⑧ マスク等や非接触型体温計、消毒・除菌用品等を常備する。

- ⑨ 感染防止啓発ポスター等を掲示し、感染防止意識の向上・定着を図る。
- ⑩ 寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討すること。
- ⑪ 職員、建設職人、関係業者に対して自治体の方針に基づく感染経路追跡アプリや、厚労省が提供する接触確認（COCOA）のアプリの利用を積極的に呼び掛ける。

### （執務中）

- ① 執務中はマスク等を着用し、こまめに手洗いやアルコール等による手指消毒を行う。
- ② ドアノブ、各種スイッチ、手すり、エレベーターのボタン等、手で触れる共用設備や箇所について、定期的かつこまめな消毒を行う。
- ③ 夏期の温湿度が高い室内では、熱中症予防対策として、のどが渇く前にこまめに水分補給を心がける（マスク着用時はとくに注意する）。
- ④ 打ち合わせや会議等はオンラインで開催することも検討する。
- ⑤ 書類の申請や受渡し等は、できる限りオンラインまたは郵便等で行う。やむを得ず訪問する場合はマスク等を着用し、できる限り少人数で訪問する。
- ⑥ 朝礼等を行う場合は、できる限り小グループで行い、2 m（最低 1 m）以上の間隔を空けて実施する。

### （打ち合わせ時）

- ① 打ち合わせや商談は電話、メールまたはオンライン（WEB、SNS 等）を積極活用し、不要不急の出張や対面での打ち合わせ等を減らすよう心がける。
- ② 自社で打ち合わせ等を行う場合は、下記の点について留意する。
  - ・ 極力短時間の打ち合わせを心がけ、会話を短く切り上げる
  - ・ 相手の氏名と連絡先を記録・保管する（個人情報保護に留意）
  - ・ 十分な換気が可能な部屋（換気設備がない場合は 1 時間に 2 回以上かつ、1 回に 5 分間以上窓を開けて換気を実施する）を使用する。空調設備のほか、空気清浄機や空間除菌脱臭機等も活用する。また、乾燥する場面では、湿度 40%以上を目安に加湿する。
  - ・ 参加者相互が、顔の正面からできる限り 2 m（最低 1 m）の間隔を確保する。いすを間引くなど、間隔を空けて座席を配置し、できる限り正対して着座しない。
  - ・ 来訪者にもマスク等の着用、手指の消毒等を求める
  - ・ 来客用の備品（スリッパ・手袋等）は使い捨てのものを使用するか、都度消毒を実施する
  - ・ 湯茶接待はペットボトル等で行い、ガラスコップや湯飲みは使用しない。

- ③ 来訪者に発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は、来社や立入りを防止する措置を実施する。

### **(イベント開催時)**

- ① セミナーや各種見学会などのイベントを企画・実施する場合には、事前予約により集客数や対象を限定する等、感染予防に十分注意する。また、参加者リストを作成・保管し、予約のない来場者についても記名を求める。
- ② 受付等には消毒液や透明ビニールカーテンを設置する等の感染予防措置を講ずる。
- ③ 接触確認アプリ（COCOA）や、各地域通知サービスのインストールと登録を行うことを積極的に推奨し、開催中確実に機能させる（電源と Bluetooth を on にした上で、マナーモードを推奨する）。
- ④ 会場室内の十分な換気を行う。換気設備がない場合、1時間に2回以上かつ、1回に5分間以上窓を開けて空気の入替えを行う。
- ⑤ 人が滞留しない動線を確保する。密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、人数制限・動線の確保、正しいマスク等の常時着用、大声や長時間の会話控え、換気、対人距離確保等を徹底する。
- ⑥ 顧客へ適宜飲み物を用意する。

### **(自宅で業務や作業等を行う場合)**

- ① 事務作業等の場合、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務を積極的に検討する。
- ② テレワーク等遠隔業務を行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン\*<sup>2</sup>等を参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。

## **(2) 移動時**

- ① 時差通勤や自動車の利用等により、通勤時の公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ② 移動中も正しいマスク等を着用する。
- ③ 車で移動する場合、シートやドアレバーなど手で触れる箇所を定期的に消毒するほか、ハンドルやシフトレバーについては運転手が交代する度に消毒することが望ましい。また、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行い、通気性を保つ。複数名で乗り合わせる場合は、距離を確保し、私語を控える。
- ④ 外出時や出張時は、訪問場所や面会相手、時間、経路等を記録に残す。

---

\* 2 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf>

### (3) 顧客宅訪問時

- ① 客先で打ち合わせ、現場調査等を実施する場合は、極力少人数で行う。
- ② 訪問する直前に手指の消毒を行い、併せて検温を実施する。
- ③ 客先ではマスクを着用する。スリッパは自前で用意し、消毒済みのものを使用するか使い捨てスリッパを使用する。
- ④ 工具類については、必要に応じて消毒を行う。

### (4) リフォーム工事時

#### (工事前)

- ① 顧客が生活しながらの工事となる場合は、必要に応じて換気を行い、工事中のほこり等を他の部屋に移動させないように配慮する。
- ② 工具類は必要に応じて事前に消毒し、工事中や作業終了後も適宜消毒を実施する。
- ③ 作業現場では、上履き用の靴に履き替える。
- ④ 現場入場前に手指の消毒や検温を実施する。体調がすぐれない者、ウイルス等に感染したと思われる者は現場に入らない。

#### (工事中)

- ① 現場作業の時間や人数は最小限に留める。
- ② 作業者の入退室について、氏名・社名・作業時間等を記録し、保管する。
- ③ 現場での連絡は電話や SNS を用いるなど、接触時間を減らすための工夫を行う。
- ④ 原則としてマスク等を着用する。(屋外で十分な換気を確保できる場合や、建設職人相互ができる限り 2 m 以上の間隔を確保して作業を行う場合を除く)。なお、フェイスシールドまたはマウスシールドは飛沫感染を防ぐ効果が薄いことを理解し、建設職人相互が特に密接する場面では使用せず、マスクを使用する。
- ⑤ 一定時間ごとに窓を開けるなど、十分な換気を行う。
- ⑥ こまめに手洗い・うがい・手指の消毒等を行う。高温・多湿時は十分な水分補給と必要な塩分補給を行い、マスク着用のまま強い負荷のかかる作業は避ける等、熱中症に配慮する。休憩の際は各人が一定の距離を取り、私語を慎む。
- ⑦ 高温・多湿時は十分な水分補給と必要な塩分補給を行い、マスク着用のまま強い負荷のかかる作業は避ける等、熱中症に配慮する。
- ⑧ ドアノブ、各種スイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタンなど、手で触れる共用設備や箇所について、定期的かつこまめに消毒を行う。
- ⑨ 顧客が生活しながらの工事の場合、トイレは極力使用しない。やむを得ず使用する場合は、あらかじめ顧客の承諾を得たうえで使用し、使用後は便座や便ふた、手すり、ドアノブ、レバー等、使用者が接触した箇所について消毒する。
- ⑩ 休憩等で車内に滞在する場合、いわゆる「3つの密」を避け、マスク等を着用し私語を慎むなど感染防止に留意する。

- ⑪ 毎日の作業終了時に工事部位等を清掃する場合、併せて必要箇所を消毒することが好ましい。
- ⑫ 作業時間を遵守し、作業終了後は速やかに帰社・帰宅する。

#### 4. 万一感染した場合の対応

- ① 発熱や風邪症状の体調不良を認める従業員には、「かかりつけ医・最寄りの医療機関」もしくは「自治体が設置する新型コロナウイルス受診相談窓口等」に相談し、新型コロナウイルスの検査を受けるよう勧める。
- ② 従業員・作業員の感染が確認された場合、事業者は感染した旨を速やかに顧客に報告する等、所要の連絡体制の構築を図るとともに、保健所や医療機関等の指導に従い、適切な措置を講じる。感染者の行動範囲を踏まえ、保健所等の指示に従い感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる等の対応を検討する。なお、各自治体の方針を事前に確認しておくことよい。
- ③ 感染者が工事等で顧客宅に立ち入っていた場合、保健所等の指示に従い、顧客宅の必要箇所について消毒する。
- ④ 感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、個人情報保護に十分配慮しながら対応する。
- ⑤ 複数社が混在する建物内で、同居する他社の社員に感染や感染の疑いが発生した場合は、保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員・作業員が職場復帰する場合には、就業制限の解除に関する取扱いに留意する。  
\* 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」においては、就業制限解除時の PCR 検査は必須ではないことや、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり職場等に証明を提出する必要はないこととされている。
- ⑦ 従業員等が感染したことをもって、解雇やその他の不利益な取扱いを行わない。

**(参考) 本ガイドライン策定に当たっての主要参照ガイドライン／マニュアル類**

- ・ 国土交通省「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
- ・ 厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」
- ・ 一般社団法人 住宅生産団体連合会「住宅業界における感染予防ガイドライン」
- ・ 一般社団法人 日本経済団体連合会「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
- ・ 一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会「新型コロナウイルス感染防止指針」
- ・ 一般社団法人 全国建設業協会「地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践」
- ・ 全国建設労働組合総連合「町場の新型コロナウイルス 感染予防・感染対応マニュアル」
- ・ 一般社団法人 マンション計画修繕施工協会「マンション計画修繕工事における新型コロナウイルス対策ガイドライン」
- ・ 一般社団法人 マンション管理業協会「マンション管理業における新型コロナウイルス等感染症対応ガイドライン」
- ・ 一般社団法人 日本渡航医学会／公益社団法人 日本産業衛生学会「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」

(順不同)